

第275回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】
議事録

日時：令和2年6月24日(水)13:00～15:00

場所：別館1階103-105会議室・オンライン開催

(委員) 八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員、圓尾委員

(事務局) 佐藤事務局長、恒藤総務課長、遠藤取引監視課長、黒田取引制度企画室長、伊藤統括NW事業管理官、田中NW課長、高橋小売取引検査管理官

○八田委員長　ただいまから第275回の電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、議事次第にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて事務局より御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　まず本日、議事次第の中で、第1部につきましては公開の案件でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐという観点で、本日も外部からの傍聴はなしで開催してございますが、後日、議事録を速やかに公開するようになりたいと考えてございます。

それから、北本委員と林委員はオンラインでの参加でございます。

それから、第2部の4つの議題につきましては、個別の民間企業の情報を取り扱うということで、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載する。会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談するという取扱いにしたいと考えてございます。

以上、御確認をいただければと存じます。

○八田委員長　どうもありがとうございました。それでは、今の説明がありましたように、議事次第に第2部として記載している議題について、非公開での開催とさせていただきたいと思っております。御異論はありますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議がないようですので、そのとおりにさせていただきます。

それでは、最初の議題は、新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について。これは、恒藤課長から御説明をお願いします。

○恒藤総務課長　資料3でございます。PDFでいうと3ページ目でございます。

本件は、新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売約款の特例認可等という

ことでございますが、内容を一言で申し上げますと、過去3回、3月、4月、5月に当委員会でお諮りし、大臣が認可した特例について、さらに1か月延長するという内容でございます。内容はほぼこれまでと同じでございますが、ざっと説明させていただきます。

5行目からポイントを記載してございますが、以下の申請者から6月22日付で大臣宛てに通常の約款によりがたい特別な事情がある場合に受ける供給条件で供給したい旨の認可等を求める申請がありまして、大臣から求めがあったということでございます。

申請者は10行目以下に記載しているとおりでございます。

内容は47行目からを御覧ください。47行目からが申請の概要でございます。

まず電気の関係は3つございますが、①が特定小売供給約款特例、いわゆる規制小売料金の特例でございます。これは旧一電の小売会社が行ったものでございます。

それから、②と③が託送供給等約款特例と離島供給約款特例がございまして、一般送配電事業者が行うというものでございます。

それから、65行目以降がガスでございますが、こちらは2種類ございまして、ガスの①が指定旧供給区域等小売供給約款特例ということで、これはガスの規制小売料金の特例ございまして、大手ガス3社の小売部門が行うもの。②が託送供給約款の特例ということで、これはガスの導管部門が行うというものでございます。

75行目からがその内容でございますが、これも前回と同じでございます。電気についてざっと御紹介いたしますと、小売料金の特例と託送料金の特例とほぼ同様の内容になってございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、緊急小口資金等の貸付けを受けている需要家等から、一時的に電気料金の支払いは困難であるとの申出があった場合には、3月、4月の検針分の電気料金の支払い期限を4か月延長、5月分の支払い期限を3か月延長、6月分の支払い期限は2か月延長、そして7月検針分支払い期限は1か月延長するというものでございます。

前回認可したものからの変更点は84行目以降でございます。3月から6月分の検針分について、既に支払い期限の延長をする措置を講じているところでございますが、今後さらに1か月延長する。新たに7月検針分についても、支払い期限を1か月延長するというこの2点が前回からの変更点でございます。

この紙には書いておりませんが、託送料金の特例というのは、当然のことござい

ますが、新電力も活用できるということですので、新電力の中には、実際に約250の新電力が支払い猶予を行うということをホームページに載せておりますが、こういった新電力各社は、託送料金の特例を活用しているものと思われま

すが、92行目からはガスでございます。ほぼ同じ内容となっております。前回からの違いは102と106でございますが、2～6月検針分について、既に支払い期限の延長をす

る措置を講じているのをさらに1か月延長、7月検針分についても新たに1か月延長するという

ことでございます。これをやらなければいけない理由について、申請書に書いてある内容を107行目から

まとめてございますが、3月に経済産業省から新型コロナウイルス感染症の影響によって公共料金の支払いが困難となっている需要家に対して、電気料金等の支払い期日

の延長を行うようという要請があり、その後は緊急事態宣言は解除されているものの、

まだ社会経済の活動レベルを段階的に引き上げるとされている状況にあるということ

で、この措置をさらに1か月延長することが必要ということが申請されてございます。

これについての大臣への回答でございますが、事務局の案としては、本申請の供給

条件については、電気事業法との条文及びそれらの審査基準に照らし、約款によりが

たい特別な事情がある場合における供給条件として、許可等をして差し支えないもの

と考えてございますので、資料3-2のとおり、異存がない旨、回答することとした

いと考えてございます。

なお、51ページに、前回議論があった内容をこういった形で当委員会のホームページに載せておりますので、また同じようにやるのも1つなのかなとも思っております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○八田委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対して、各

委員から御質問、あるいは御意見はございませんでしょうか。

○稲垣委員 念のため伺いたいのですが、これは電気料金の支払い期限に関する約款の変更によらない供給ということですか。

○恒藤総務課長 はい。

○稲垣委員 電気料金の支払い期限というのは、供給した電気の料金の支払い期限、既に供給した電気の支払い期限ですか。

○恒藤総務課長 そうでございます。

○稲垣委員　　そうすると、今回1か月間延長するというのは、7月検針分の電気料金の支払いということは、7月検針までに供給した電気の？

○恒藤総務課長　　はい、例えばお客さんによっていつ検針日があるかというのは違っております。例えば、7月5日の検針の人であれば、その前の1か月分。恐らく6月5日か6日から7月5日までの1か月分の支払い期限が、本来であれば、検針日から1か月後までに払わなければいけないところを、1か月延長して、2か月後までに払っていただければいいですよということになります。実際には、検針日の前の1か月間に使った電気についての請求です。

○稲垣委員　　それを申請してきた根拠は、関係条文に掲げてある条文だと。特定小売に関しては、旧電気事業法の21条1項ということですね。

○恒藤総務課長　　はい。

○稲垣委員　　供給条件により供給してはならないという規定になっているのだけれども、これ、既に電気を供給してしまっているのですよね。

○恒藤総務課長　　供給してしまっている……ただ、7月検針分のことを今日我々は意見をお伺いして、大臣がいつ返事をするかですが、供給してしまっていると言えば供給してしまっているかもしれません。

○稲垣委員　　もともとこの申請が必要なかどうかということもちょっとあるのだけれども、供給条件……。

○恒藤総務課長　　だから、検針日より前にやはり供給条件を変えますと。要するに、本来であれば、7月の検針分は1か月後までに払ってくださいと今約款には書いてあるのだけれども、これが認められたら、さらに1か月後でもいいですよということをお知らせするということになります。

○稲垣委員　　その辺が条文の文言との関係で、この条文が規制しているのは電気の供給に関してなのです。供給条件により供給してならないという話だから、既に供給した電気についての申請が必要なかどうかというところがちょっと気になるので、事務局でもそのところは整合的に解釈できるように、この条文の解釈を整理しておいていただいたほうがいいと。

　　以上です。

○八田委員長　　ほかにございませんか。――前回と同じく、このように回答することについては賛成なのですが、前回議論したようには福祉的なことに関しては、

別途その対策を別の省庁でやることを経産省から促すことは重要なのではないかと思います。

特に今議論されているように、マイナンバーにちゃんとひもづけて、低所得者には迅速に補償ができるようになれば、別にこれは必要ではないと思います。むしろそれなりに弊害がありますから、そういうものに移行していくべきだと思われま

○佐藤事務局長 要請するというのは、委員長がおっしゃったように、いいのかなと思うのですけれども、要請しなくて、次のところに災害とかあって、それで事業会社が勝手に言ってくるのは、やはり認可せざるを得ないような感じがするのです。

何でこんなことを言っているかという、本当にお金を持っている電力を行っている企業があります。そうすると、そこが営業戦略として、例えば認可の要らない東京ガスとかJXみたいなものが、うちはお金もあるので、何か月だって猶予しますというのを営業戦略上出してきたら、それに対抗して、認可料金であるような一般電気事業者はやってはいけないのですか。そこをどう考えるのかなという感じがして、確かにすごく小さいところが膨大になって、そこは要請がなければできないからやらないからやらないというところもあるのでしょうかけれども、営業戦略として、戦略としてやるところはあると思うのです。

○八田委員長 おっしゃるように、自由化料金については、全然問題ないと思います。そうではなくて、経過措置料金については問題だと思います。

○佐藤事務局長 経過措置によっているところは認可だからということなのですかね。

○八田委員長 そうです。だって、まさに経過措置をなるべく脱してもらいたいと思っているときに、経過措置料金の顧客をするのは、矛盾しています。

○佐藤事務局長 ただ、優遇というか、割引をするから——割引というか、支払い猶予するので、優遇かどうかというところはあるような感じがするのです。

○八田委員長 経過措置料金を算定する際には、企業もこれ以上下げようがないという基準で決めたのですから、それから下げるのは優遇だと思いますが。

○佐藤事務局長 でも、これ、下げていないですよ。猶予なので、無利子融資ですよ。

○八田委員長 猶予も、実質的には供給側が利子分や手間などの費用負担をしています。

福祉的な政策は、経産省だけでなく、農水省も政治家の手前もあるので、文科省も建設省もみんなやりたがるのです。政治家の手前もあるし。例えば、競争を促すことに特化している電取委はやるべきでないと思います。福祉的なところは福祉的なところで一元的にやるべきで、住宅補助は建設省でやり、教育の補助は文科省でやり、電気はここでやり、ということはやはりやめるべきだと思います。

○佐藤事務局長　あと、ちょっとよく分からないのは、もしそれを何らかの形で無利子融資分を補助するとしたら、逆にみなし小売が圧倒的に有利になってしまうので、それはむしろそういう形ではなくて、需要側に直接、例えば電気料金分とかガス料金分を300円出すとか、そのようにするという事なのですか。ある種の低所得者だけは、本当にやりたいのだったら。

○八田委員長　本当に福祉的なことをやりたければ、低所得者に対して一定のお金を渡して、あとは自由に使いなさいというべきだと思います。それを電気で使おうか、食べ物に使おうか、それは消費者の勝手です。低所得者に電力だけを過剰に使ってほしくないのです。そこはもらったお金で、ちゃんといろいろなものをかごに入れながら判断してくださいということを議論する。

○佐藤事務局長　ただ、これ、認可に係るものに関しては、慎重かついろいろなことを考える必要があるということですか。

○八田委員長　おっしゃるとおりです。福祉政策として、所得補助することと電気の規則料金に実値的な補助をすることの違いは大きいと思います。

それでは、今のような議論があったということだけれども、根本的には承認するという事でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、原案どおりといたします。

それでは、2番目の議題ですが、電力広域的運営推進機関の2019年度の財務諸表の承認についてです。これについては、田中課長からお願いいたします。

○田中NW課長　それでは、2番目の議題について御説明させていただきます。

電力広域的運営推進機関の2019年度財務諸表等の承認についてということでございまして、経緯といたしましては、令和2年6月19日付で広域機関から経済産業大臣について2019年財務諸表の承認審査がありまして、同月22日付で経済産業大臣から意見の求めがあったところでございます。

内容でございますが、財務諸表と事業報告書ということで主に分かれまして、財務諸表につきましては、審査基準に基づきまして、財務諸表が広域機関の財務及び経営状態を的確に把握するのに適正かつ妥当であるかということにつきまして、事務局におきまして、以下のとおり確認をしたところ、適正に作成しているというように事務局において確認しております。

あと、注を御覧いただきますと、広域機関が経済産業大臣へ財務諸表を提示するときは、電気事業法第28条の49第2項の規定に基づきまして、監事の意見書を添付することになっております。2019年度の監事が意見したのは、法令及び会計規程等に基づき、本年度の当年度における財務諸表及び経営成績を適正に表示しているものと認められますということで記載していることを確認しております。具体的には後ろのページなのですが、こちらのほうで監事の意見書が添付されておきまして、本期間の当年度における財務状況及び経営成績を適当、適正に表示しているものと認めますとなっております。監事として2名、それぞれ公認会計士の方と弁護士の方が確認をしているということで、こちらの附属書が添付されてございます。

最初のところに戻っていただきますと、電事法上、先ほど申し上げたように、監事の意見書を添付しなければならないことになっておきまして、監事は推進機関の業務を監査すると定められております。監事につきましては、理事などと兼職の禁止であったり、理事長に加えて経済産業大臣に直接意見を提出することができるといった一定の独立性を持った監事による監査が行われることになっておきまして、広域のような認可法人においては、このような監事による監査というのは一般的なところでございます。

こちらの監事による監査のところにつきまして、さらに詳しく確認してみますと、監事のほうで年度決算だけでなく、四半期ごとに監査を行ったり、あとは勘定科目等にも再検証などをして、具体的には毎月の仕訳票の請求書の照合であったり、現預金の検証、勘定科目金額の検証などの監査を監事によって行っているということで聞いています。

次に、事業報告書でございますが、こちらにつきましても、事務局にて確認をしたところ、事業開始前に認可された事業計画で決めた事業項目ごとに適切に記載されていることを確認してございまして、こちらについても、特段、妥当性を欠く記載は見受けられなかったということで考えております。

以上をもちまして、これらの事項について確認しておりますので、委員会として、資料4-1のとおり、当該承認を行うことに異存がない旨を回答することとしたいということで考えております。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明について各委員から御質問、あるいは御意見を賜りたいと思います。稲垣委員。

○稲垣委員　　稲垣ですが、要するに、きちっとした内容であるという心証を取った経過なのですけれども、何を資料にしたかということで、監事の報告書ですが、これはその他書類の全体を御覧になった。監事については、報告書をうのみにするというのではなくて、監事の職責や能力、監査の方法などについても様々な方法で情報収集して、心証を形成したということで御報告があったと思うのですが、そうですね。

○田中NW課長　　そういうことでございます。

○稲垣委員　　ありがとうございます。お疲れさまでした。

○八田委員長　　北本委員、お願いします。

○北本委員　　北本です。

事務局が監事の監査の手続の内容について確認していただいたことについては、情報があってよかったと私も思っています。引き続き、拡大していくオクトの業務について、現地の監事の監査の仕方を電取委がどのようにモニタリング、確認するかというのは、引き続き検討していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○八田委員長　　ありがとうございました。仕様は、きちっと法令にのっとって、手続を踏んでやっているのです、認可するのに異存はなく、回答すべきだと思うのです。しかし将来の課題として、公認会計士の監査を入れるべきかどうかということは考える必要があると思います。私のいろいろな大学とか、公益法人とかの体験でも監査には内部監査も含めて幾つかの段階があって、結構微妙なのです。やっている人たちの立場も、例えば　　が入ったときに、幾らの賠償請求を頼むのかということが、やはり監査について、近頃は　　を使いましたけれども、それでも相談したことがないです。

それで、やはりある程度の規模の組織だったら監査法人の導入は検討されていかるべきだと思います。そういう問題をどこが議論するのか判りませんが、やはり監査に関する責任をどう問うかについての検討を事務的でやるべきではないかと思います。

それから、監査法人は、ただお金の勘定をだけやるわけではなくて、管理会計的な目的に沿っているかどうかなどという評価もします。そういうことも必要かどうか、そこを検討すべき段階になっているのではないかと思います。

○佐藤事務局長　　今、委員長がおっしゃったことは、今度は賦課金の預かりをやるでしょう。さらに2010年から、効果が幾らになるか分からないけれども、相当やるので、そのときなのではないの？　今、委員長がおっしゃったのは。そうすると、金額自体も全く変わるし、区分経営を相当しなければいけなくなる。だから、そのときは本当に考えたほうが良いと思います。それ、強く言っておいたほうが良いのではないの。

○八田委員長　　その際に、認可法人という位置づけだと、必ず公認会計士監査をやらなければならないということなのですか。

○田中NW課長　　いや、法律上、義務づけられていないということであって、任意でやるということは妨げられてはいないという理解しております。

○八田委員長　　どうぞ。

○北本委員　　北本です。私も八田委員長のおっしゃったとおりでと思いますので、今の2人だけでやっていらっしゃるのがカバーできているかどうかも含めて、制度の見直しを進めていってもいいと思います。

○八田委員長　　農協とか漁協とかも、とにかく公認会計士監査を嫌がるのです。徹底的に嫌がるのです。嫌がるということは、それなりの効果があるのだと思うのです。

○北本委員　　そうなのです。

○八田委員長　　ある段階になったら、それでやるべきです。

○北本委員　　どのタイミングかはいろいろあると思いますけれども、入れる方向で考えていただくのは大事だと思います。

○佐藤事務局長　　あと、この期間で監査室長が相当ちゃんした人で、かなり細かくやります。だから、結構なおざりではないのです。なので、実際は公認会計士がやってもあまり大変にならないと思います。そういう意味で、やっても全然いいのではないかと思います。そうすると、　　の金が入ってくると、かえって自分が責任を負うわけではなくなってしまいますから。

○八田委員長　　監査室長の立場というのも微妙なのです。結構みんな中でいやがられるし。

○北本委員　　そうなのです。

○八田委員長　　では、本題については、先ほど事務局から説明があったとおり、委員会として経済産業大臣に認可することに異存がない旨、回答してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、異論がございませんので、案のとおり大臣に回答させていただきます。

さて、次、3番ですが、卸電力取引所の業務規定変更認可申請については、黒田室長からお願いいたします。

○黒田取引制度企画室長　　それでは、資料5で79ページを御覧いただければと思います。新電力取引所の業務規定の変更についてということでございます。

趣旨のところですが、一般社団法人日本卸電力取引所、JEPXが業務規定の変更を行う際には経産大臣の認可を取得することとされておりまして、認可申請については、当委員会の意見聴取事項とされておりまして、

今般、JEPXにおける災害時の市場停止・再開に係る基準の明確化に関しまして、経産大臣から当委員会への意見聴取が行われたため、この業務規定の変更についての御審議をいただきたいということでございます。

主なポイントのところでございますが、今回のJEPXの災害時の市場停止・再開の基準なのですけれども、現状の規定におきましては、本取引所が必要があると認めるときはスポット取引を停止、または休止することができるとの規定があるのみでありまして、取引所の運用基準が不明確であったということでございます。

この結果としまして、一昨年9月に発生いたしました北海道東部の胆振東部地震の際に、市場全域のブラックアウトが発生しまして、その後、一般負荷送電、ネットワークが復旧した後においても、約3週間にわたって北海道エリアのスポット市場、時間前市場が停止されていたということがありまして、市場参加者の予見性を高めること等が課題となっていたということでございます。

このような問題意識から、資源エネルギー庁の電力・ガス基本政策小委員会におきまして、市場の停止・再開基準に関する整理を行いまして、停止の基準については、ブラックアウトからネットワーク機能が復旧するまでに限定をすること。再開については、ネットワーク機能の復旧後、速やかに再開するという考え方に基づいて、スポット市場及び時間外市場の具体的な基準の整理を行ったということでございます。

これを踏まえまして、JEPXから、5月28日に経産大臣に対して業務規定変更の認可申請が行われまして、6月16日付で経産大臣から当委員会への意見徴収が行われておりますので、これに関しまして、電事法に基づく経産大臣の処分に係る審査基準等への適合性等の御審査をお願いしたいということでございます。

参考資料で幾つか補足させていただきます。

■北海道の胆振地震なのですけれども、こちらで起こっていたことが86ページにございます。2018年9月6日の3時07分に地震が発生いたしまして、ここでブラックアウトが起きたということでございます。6日分のスポットの取引については、9月5日の10時に1日分が約定していたのですが、実際には受渡しがなされずに、全てインバランスに精算されたということでございます。

その後、取引がずっと停止されておりまして、9月8日の零時13分には一般負荷送電が完了する。いわゆるネットワークが復旧したのですけれども、その後も市場は再開されず、9月26日に、翌27日以降のスポット取引を実施するまで3週間近く止まっていたということがございました。

この反省を踏まえまして、どのような場合に停止・再開するかという議論をエネ庁でしていたということでございます。

その結果が、少し戻っていただきまして、81ページの下半分のところでございます。整理といたしましては、災害時の市場停止基準については、ブラックアウトを全域停電からネットワーク機能が復旧するまで。一部の流通設備の損壊等によって損害できない箇所があった場合には、そこは除いた上で、エリアの全域で一般負荷の送電が完了するまでの間は停止をする。逆に言うと、それが復旧すれば再開するというところでございます。

その考え方に基づいて、スポット市場の再開基準については、16時以前に復旧すれば翌日、16時以降であれば、事務負担等も踏まえて翌々日の再開とする。時間前市場については、スポット市場が再開した後の17時以降に再開するというところで整理されてございます。

審査基準への適合性について、82ページでございますけれども、こちら、今回の業務規定の改正内容が、従前、必要があると認めるときは停止・休止できるのみ書いてあったところについて、具体的な取扱いを明確化するというものでございます。

今回の改正については、卸電力取引所の業務の予見性を高めるものでございますし、

電気事業者の卸取引の機会の拡大や卸市場の活性化にも資すると考えてございます。

電事法の施行規則132条6項に基本規定の認可基準が規定されておりますけれども、そこで規定される卸電力取引所の業務を適正、かつ確実に実施する上で適当であるものの要件にも該当すると考えておりますので、経産大臣からの意見照会については問題ない旨を回答することとしてはどうかというのが事務局の案でございます。こちらについて御審議をいただければと思います。

○佐藤事務局長　　ちょっと補足すると、この81ページの書き方はあまりいい書き方ではないと思っていて、何が言いたいかという、書いてあるのは、81ページの1ばつのところ、ブラックアウトからネットワーク機能が復旧するまでの間は卸電力市場を停止すると書いてあるのですが、79ページの、新たに　　が自分で書いた紙は、もっとここをちゃんと書いてあって、　　もらうと、2段落目、「上記のような問題意識から」と書いてあるところですけども、電力・ガス基本政策小委員会においては、使用の停止・再開基準のカウンセリングを行い、卸電力市場を停止する基準については、ブラックアウトからネットワーク機能が復旧するまでの間に限定するという整理を行った。ここが需要なのです。

つまり、ブラックアウトのときは、これが止まってしまうのはしようがなく、では、いつ開くのかという、そこを明確化にただけではなくて、3.11みたいなとき、ブラックアウトではないのだけれども、こういうときは市場を閉めるのかどうかというとき、3.11のときは閉めたわけですが、今度のときは開けると決めた。その論点は重要です。なので、これはある意味だと、八田委員長が昔からおっしゃっていたことをついにやることになったので、当然認可するに決まっているのです。重要なのはそこなのです。だから、ここを書き換えろと言ったわけです。81ページはちょっと変なのです。いつやるかなどと決めるのは当たり前です。そうではなくて、重要なのは、ブラックアウトのときでないときは開けると。

○八田委員長　　計画停電のときは……

○佐藤事務局長　　そういうことです。

○八田委員長　　明確に変わりましたね。

○稲垣委員　　「市場を停止する基準については」ではなくて、「停止するのは」ですね。「に限定する」ということですね。基準にしたということですね、ここは。

○佐藤事務局長　　これ、相当思い切ったもので、これは田中君のときのそもそもイ

ンバランスというところからいって、これはうちも相当頑張ったのです。むしろ、そういう非常時に市場が動かなければ何だと。それで、インバランス料金も相当高くしてということにしたわけなのです。

○八田委員長　これは、大改善のところですが、前回、なかなか取引所を再開できなかったのは、新電力が圧力をかけてきたのですか。

○佐藤事務局長　すごくインバランス料金が安かったので、やはり開いてしまうとすごく高くなるというので、多くの関係者が急ぐ必要はないのではないかとということですよね。

○恒藤総務課長　前回ではむしろ逆ではないですか。インバランス料金は幾らになるか分からなかったので、JEPXに出すと、むしろ安くなってしまわないかということもあって、誰も玉を出さないのではないかと。だから、玉を出すインセンティブがないと全く玉が出ないので、結局、何を取引するのか分からないのでということ。

そこまで深く考えず、とにかく玉を持っているのはどうせ北海道電力なわけで、北海道電力が玉を出さないと、結局取引が成立しないのでというのが表面的な発想でしたが、玉を出さないのは、よく考えてみると、安く取引されると意味がないからというのが、売り手としてはそういうことだと思います。

○八田委員長　当時北電は、デマンドレスポンスは頼んだわけでしょう。製紙会社等に自社の営業を止めて自家発の電力を系統に流すよう頼んだわけですね。もし市場が開いていれば小売り事業をしているとかアグリゲーターを通じて急に取引所に売電できるものなのではないでしょうか。そのためには、やはり最初から準備してくれよということなのですか。

○恒藤総務課長　これ、私の理解が正しければ、会員になっていないとJEPXの取引はできないので、ふだん会員になっていない人がいきなりやるというのは難しいと思います。

まず、その人が小売事業者として登録されているかどうかもまた、発電事業者になっているかどうかにもよるのですけれども、自分でもしインバランスを出す主体であれば、わざとインバランスを出して、インバランスを高く買ってもらうというのが出発点になるかもしれないですね。余剰をわざわざ出して……。

○八田委員長　非常時に価値が上がれば、インバランス市場で売る動機は確定に出

来る。

○恒藤総務課長 はい。

○八田委員長 さらに直接、間接調整力市場に参加するのも、スムーズにできるといいですね。一々お願いベースで入れてもらわなくてね。

○恒藤総務課長 そういう意味では、これがルール化されたことによって、まさに委員長がおっしゃられた、アグリゲーターなり小売事業者なりが、そういうのはいつ起きても動けるように準備をしてくれるとすごくいいなと思います。

○佐藤事務局長 あと、エネ庁もそこは割と偉くて、こういう改正をやったので、料金が結構変わるかもしれないというのをかなり一般向けにもやると。ただ、ダイナミックプライシングの布石は一応打っているのです。でも、ダイナミックプライシングをやり始めるところが出るかもしれないとまでは書いていないのですけれども。

○八田委員長 少なくとも、これができて初めて

○佐藤事務局長 そうすると、これが入って、ダイナミックプライシングが入ったら、委員長が昔の本で書かれていたようなものの必要条件が整うということです。

○八田委員長 どうもありがとうございました。ほかに御意見ございますでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から説明があったとおり、委員会として経産大臣に回答することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありませんでしたので、案のとおり回答することにいたします。

4番目は、「適正な電力取引についての指針」の改定の件についてです。これも黒田室長からお願いいたします。

○黒田取引制度企画室長 資料6、134ページでございます。適取ガイドラインの改定の建議についてということでございます。制度設計専門会合での整理を踏まえまして、市場間相場操縦、発電所情報公開の2点について、適切な電力取引についての指針の改定を経産大臣に建議することについて御審議をいただきたいというものでございます。

主なポイントというところですが、まず(1)の市場間相場操縦につきましては、昨年9月の制度設計専門会合において御議論いただきまして、ちょうど昨年9月にT O C

OMの電力先物市場での試験上場が始まるというタイミングでしたけれども、そういった取引の開始も踏まえまして、例えばTOCOMの先物市場でのポジションを有利にするために、現物の卸電力市場、スポット市場等で相場操縦を行うといったような市場間での相場操縦を行う取引行動が生じる可能性があることから、このような行為について、相場操縦として問題となり得る例を明記する形で適正な電力取引についての指針を改定すべきと整理されているということでございます。

(2)の発電所情報公開につきましては、今年3月と5月の制度設計専門会合で御議論いただいております。インサイダーに関する規定なのですが、現行の規定におきましては、発電ユニットの計画停止及び計画外停止、停止している場合のみをインサイダー情報として公表の対象。こういった停止がある場合には、発電事業者がその内容をHJKSというJEPXのホームページに公表するという仕組みになっておりますが、その停止に限られているということございまして、停止は伴わないのだけれども、出力を低下させるといったような場合にも、市場価格に影響を及ぼす可能性があることから、一定の出力低下についても適時開示の対象に含めるべく、ガイドラインの改定を行うべきと整理をされてございます。

具体的には、現行の適時開示が必要となるインサイダー情報の定義に以下を追加するというございまして、出力10万kW以上のユニットにおける10万kW以上の出力低下が24時間以上継続することが合理的に見込まれる場合を対象とする。それに併せて、公表内容と時期の定めを置くということを整理いただいているところでございます。

この2点についての改定が必要と考えられるため、本指針の改定について経産大臣に建議することとしたいということでございます。こちら資料で簡単に補足させていただきます。

まず市場間相場操縦なのですが、137ページ以降でございます。こちら、9月の制度設計専門会合に出した資料でございますが、こちらのページはTOCOMで9月以降、電力先物市場の取引が始まるということに記載してございます。

その次のページで、現行の規定の状況ということで、2つ目のぼつ、3つ目のぼつに書いてありますとおり、JEPXの取引規定ですとか、商品先物取引法におきましては、既に市場間相場操縦を禁止する規定が置かれているということなのですが、適取ガイドライン上は、バスケットクローズ的なものはあったのですが、明確な

規定はなかったということを紹介させていただきまして、その結論といたしまして、それを追加すると。

具体的には、枠囲いで書いてありますような、先物商品の取引など、他の電力に係した取引を自己に優位なものとするを目的として、取引価格の高値、または安値誘導により市場相場を変動させる行為といったような規定を適取ガイドライン上も置くべきではないかという議論をいただいて、そのようにすべきと整理をいただいたというものでございます。

それから、発電所情報公開については、現行の規定が停止のみになっているということをごさしまして、実際、停止はしないのだけれども、出力低下するものがどれくらいあるかというのを事務局で調査いたしましたところ、設備点検ですとか故障、立地自治体の公害防止協定とか、そういったものでいろいろとあることが分かりまして、実際、1年間の計画外停止の約2割程度がこうした低下で、実際に発電ができていないという状態であることも分かりましたので、こうしておくべきではないかという御議論をさせていただいたところでございます。

それから、3月に一度御議論をいただいたのですけれども、そのときに、圓尾委員から、実際、24時間以上の低下が合理的に見込まれるという点につきましては、一般的に見込まれると思われる場合と、電気事業者がそう思う場合で乖離がある可能性があるので、きちんと事例等を明確化すべきではないかという御指摘もいただきましたので、5月の回に146ページで出しておりますような開示が必要となる場合、ならない場合という例示もさせていただきまして、明確化を図ったということでございます。

こちらの整理に基づきまして、ガイドラインの改定について経産大臣に建議をさせていただきたいということでございます。御審議をいただければと思います。

○八田委員長　　ありがとうございました。ただいまの御説明に対する御質問、御意見はございませんでしょうか。

○圓尾委員　　制度設計専門会合のときに申し上げたのですけれども、この整理はこれでいいと思うのです。

いずれにしても、グレーな部分というのは残すので、普通、要はほかの市場参加者に自分を信頼してもらおうと思うと、グレーな部分はなるべく前広に情報公開しようというのが働くものですけれども、多分電力会社はそういう考え方に慣れていないと思うので、グレーな事象だなと思ったときは、委員会のほうで見つければ、積極的に

ディスカッションして、何か市場に影響を与えていないかどうかというチェックだとか、どういう判断を内部でやったのかとか、そういうのをチェックしながら、市場が透明になるように、これがうまく生かされていくといいなと思います。

○八田委員長　問題が発生したときに、うちの委員会に連絡してくるルートとしては、ほかにもあるのですか。それとも、各課ごとに直接電話してくるということなのですか。

○黒田取引制度企画室長　窓口的なところに来る場合もありますし、例えば私とかであれば、ふだんやりとりしている新電力の方から私宛てだったり、課員宛てだったりに来るといろいろなルートがあります。

○八田委員長　直接担当課に話すときもあるし、話せないときには、それなりにちゃんと窓口があるということですね。

○黒田取引制度企画室長　そういうことになっています。

○八田委員長　ほかに御意見ございますか。この出力低下について非常に明快で、どう定義するかは難しい問題はあるかもしれないけれども、今回の改正は必要だと思うのです。

市場間取引もなかなか微妙な話なのだけれども、すごく分かりやすい具体例というのはありますか。どのようにして先物で利益を得るためにスポットで操作するみたいな。

○黒田取引制度企画室長　例えば、先物市場でありましたら、JEPXの月間の平均価格との値差取引ということになっておりますので、例えば2020年7月1か月分の取引を先物市場で行う。そちらは、例えば10円で買いを入れて約定しているというときに、実際、7月のスポット市場で、例えば同じ事業者が売り惜しみをして、例えば平均価格が11円になるということがあれば、その分1円安く買えたことになるので、その1円分の値差でその事業所がもうけることができるということが理論上はある。

ただ、実際には、スポット市場の1か月分の平均価格が基準価格になりますので、1日48こま掛ける30日ということなので、それを全部1円上げるというのは実際にはなかなか難しいところはあるとは思いますが。ただ、そのような可能性は排除できませんので、規定としてはまず入れておくと。

○佐藤事務局長　今の説明を論理的に言うと、先物がなかったら売り惜しみをしない人が、先物ができることによって、そういうインセンティブにはなるけれども、今

の適取ラインだって、売り惜しみをしたら、それ自体は取り締まれるから、市場間取引になるから、新たな類型をつくったわけではないよね。

つまり、新たな類型をつくるのは、今の適取では捕まえられないものを何らかの類型を書かないとだめなのだから、そうすると、その売り惜しみも、今までだとこの売り惜しみはいいのだけれども、市場間取引をやると、こういうものを売り惜しみと見ることになると書かなければいけないけれども、そういうのはないよね。そうやると、何となく今後こういうこともやっていきますという基本的な今後の方針を言っているだけという感じがする。

○黒田取引制度企画室長　　ぎりぎり言うと、これまで見られなかったことを見られるようにしたというよりは、明確化したという話ではありまして……。

○佐藤事務局長　　明確化というか、だって売り惜しみをするのだから、今の例だって捕まえられるのだから、そうすると、やはり本当はこういう類型というのは、今の市場間取引にはなかったのだけれども、今度はこういうものがだめになりますというものがないと、ちょっと違うような気がする。

○八田委員長　　過剰に売ったら得をするという例がまずいのです。

○恒藤総務課長　　だから、売りを大量に立てておいて、スポットで自分の原価以上にわざと安く売って、ぼろもうけするというのはあるかもしれませんね。安く売るのは、今の適取ガイドラインでも捕まえられないような気もするので、売ろうとする人がいるのは……量的には難しいような気がしますけれども。

○八田委員長　　公開する必要はないかもしれないけれども、何か具体例がぴしっとあると分かりやすいですね。そういうのは将来積み重ねていけば、例示して挙げていけば……。ほかに御意見ございますでしょうか。どうぞ。

○稲垣委員　　今の局長がおっしゃった点はすごく大事だと思うのです。出発点は、ほかの法制度との比較でしょう。いずれにしても、今も我々のガイドラインでは、相場操縦は禁止されているのです。だけど、では何が相場操縦に当たるかというところで、ほかの法制の下では市場間操作にこれが当たるよということは明記されている。うちのガイドラインはそれが明記されていないから、あえてそれについても許容される余地がある。そうではないのだということを明確に示したということですね。

だから、一定の解釈を示したということだと思うので、そういう書き方というか、

うちにはないけれども、それを排除する趣旨ではなかったことを確認したと。そのような今までのガイドラインが何を含んでいて、今回はこれを入れてどうしたのということをはっきり示すことが大事だと思う。

○黒田取引制度企画室長 おっしゃるとおりで、まさに認めていたわけではなかったということを明確にしているということでございます。

○八田委員長 今、事務局から説明があったとおり、本委員会として経産大臣に建議することとしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議ございませんので、次の議題に移ります。

では、議題5について、高橋管理官から御説明していただきます。議題5は、一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可について。

○高橋NW課管理官 ネットワーク事業監視課の高橋でございます。

私から、一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可について御説明申し上げます。資料241ページになります。

趣旨のところですが、東京ガスから、5月15日付で経済産業大臣宛てに、託送供給約款の変更認可申請がありまして、経済産業大臣から、5月27日付で意見の求めがあったところです。

案件の内容につきましてです。1番の概要を御覧ください。扇島都市ガス供給株式会社(以下「OCGS」)、この会社は、特定ガス導管事業者になっております。この会社が4月から、東京ガスの東京地区の導管ネットワークに、自ら維持及び運用する新たな特定導管を接続いたしました。これに伴い、複数の小売事業者がOCGSの特定導管を活用した東京ガスへの連結託送により、東京地区の都市ガス小売を開始しております。

一番下の方にちょっと簡単な図をつけておりますけれども、この図で説明申し上げますと、一番右に東京ガスの導管ネットワークがあります。一番左にA社という匿名にしておりますけれども、導管ネットワークがあります。今般、真ん中のOCGSが、A社と東京ガスの導管をつなぐ形で接続しております。このA社とOCGSの導管を、OCGSとは違う複数の小売事業者が託送を活用して、東京ガスの需要家にガスの供給を始めているということになっております。

また上の方に戻ります。一方、東京ガスからすると、OCGSに対して、事業者間

精算費というものを制度上支払わなければなりません。そして、この事業者間精算費は、現在の東京ガスの託送料金原価には算入されていないという状況になっております。このため、東京ガスは、この事業者間精算費分を託送料金原価に算入して、その結果、従量料金単価が増額します。したがって、ガス事業法に基づいて、経済産業大臣宛てに託送供給約款の変更認可申請が行われたということになります。

なお、この改定につきましては、ガス事業託送供給約款料金算定規則の第15条の規定に基づき算定された変動額託送供給約款料金原価等を現行の小売託送料金へ反映するということになりまして、通称、変分改定と呼んでおります。

御参考までに、変分改定というものですけれども、上流事業者の卸託送料金や卸託送量といった外生的な要因によって託送料金を改定する場合には、今の料金原価の総原価を洗い替えることなく、国が改定後の事業者間精算費のみを審査する改定です。

事業者間精算費とはどういう費用かと申し上げますと、最終需要家へのガスの到達までに2事業者以上の導管を通過する場合に、ガス導管事業者間でこの託送供給に係る費用を精算する仕組みとなっております。これによって、ガスの広域的な流通を促進することによって、ガス小売事業者間の競争の活性化になったり、需要家の選択肢の拡大等を図り、需要家の利益を最大化するというのが目的となっております。

この事業者間精算費は、もともとガス託送料金算定規則において営業費として、労務費とか修繕費とか減価償却費と同じように算定することになっております。

続きまして、認可申請の概要ですけれども、計算しますと、0.06円の従量料金単価が増加することになっております。エネ庁で、この認可申請について5月18日から6月16日までの間にパブリックコメントを実施したのですけれども、意見の提出はなかったということです。

今般の変わった分の費用を計算するステップですけれども、まず外生的な要因となる、他のガス導管事業者が設定する事業者間精算料金表及び想定された連結託送供給のガス量を基に、まず託送供給約款料金変動額を算定します。事業者間精算料金表や連結託送供給のガス量は、OCGSが事業者間精算料金表を届けているのですけれども、それに基づいて確認しております。あとは、この変動額を算定しましたら、今の料金原価に加えまして、それを変更後の原価と整理しております。最後に、変更後の原価と想定需要から平均単価を求めて、小売託送料金を設定して、従量料金単価を算定するという流れになっております。

審査の結果、OCGSに関する数値につきましては、OCGSからも説明を求めて、合理的であるということを確認し、東京ガスからも説明を求め、事務局において鋭意審査をしております。つきましては、この審査結果を踏まえて、経済産業大臣に、本申請に係る認可をすることに異存ない旨を回答することとしたいと考えております。

私からの説明は以上になります。御審議をお願いします。

○八田委員長　それでは、ただいまの御説明に対する御質問、御意見をお願いいたします。――お話の内容は当然で、ここは言うべきだと思いますが、OCGSは何社かが一緒になっているわけですね。A社というのはどこですか。

○高橋NW課管理官　A社は……

○八田委員長　これは言えない？ 分かりました。そのA社にとっては、追加の料金を託送料金として払うわけですが、あるいは上乘せになるわけですが、それもよいわけでしょう。要するに、わざわざこれをやりたいわけですね。

○高橋NW課管理官　そうですね。

○八田委員長　それは、調達料が安くなるからということ？

○高橋NW課管理官　彼らはガス導管事業者ですので、むしろ小売は別におりまして、その小売がこの導管を使って東京ガス地区の需要を開拓しています。

○八田委員長　多くの小売がこれまで使えなかったのに、使えるようになる。

○高橋NW課管理官　そうです。今、東京ガスの需要家に小売事業者がどれくらい供給しているか分からないのですけれども、ほかの東京ガス地区の需要家も、OCGSの導管などを使って、ほかの小売事業を選択できます。

○八田委員長　要するに、私が言いたかったのは、託送料金は高くなるのだけれども、その分、結果的に安くなる方法があるのでしょうか。それはガス代が安くなるから、託送料金を払ってもいいと考えるようになるのですか。

○高橋統括NW事業管理官　東京ガスの需要家からしますと、この制度を決めたときに、確かに託送料金が上がる可能性はあるかもしれませんが、ガスの広域的な流通は大事です。あとは、資料に書かせてもらったのですけれども、ガス小売の事業者間の競争の活性化、それから、需要家からすると、小売の選択肢の拡大、これらが大事で、それでやっていきましょうということになりました。

なので、需要家からすると、今、東京ガスから供給を受けていて、OCGSの導管を利用した小売事業者からスイッチングができる。それで安いガスを供給してもらえ

る可能性が出てくることとなります。

○八田委員長 託送料自体は高くなるけれども、ガスが安くなるということですか。

○恒藤総務課長 東京ガスエリアの託送料金は一律に上がります。ですので、東京ガスエリアでガスを使っている人の託送料金はみんな上がるという仕組みでございます。では、そのお金はどこへ行くのかというと、新しくつくったOCGSの導管がございしますが、簡単に言うと、あそこの設備投資をみんなで賄っているということでございます。

それを、要するにOCGSを使う人だけの特定負担でなくて、何でみんなでカバーするかというと、ここが制度設計の会議で議論になったところだと聞いておりますが、要するに特定負担でなくて、一般負担にすることによって導管をつなぐということをややすくしよう、まさに競争を活性化しよう。それは長い目で見ると、みんなの利益になるのではないかという発想で一般負担にしたのだと理解しています。

○八田委員長 OCGSを使う人にとっては使って、買う人にとっては安く買える部分と。

○恒藤総務課長 そもそも導管がなかったので、初めてできるようになった。

○八田委員長 地域のガス会社からしか買えなかったのでしょうか。

○恒藤総務課長 A社の基地がつながっていなかったもので、A社の基地から持ってくるができなかったのが、持ってくるできるようになった。

○八田委員長 できるようになったから安くなったと。

○恒藤総務課長 中長期的には安くなるだろうということだと思います。

○佐藤事務局長 だから、委員長がおっしゃっているのは、0.06円上がって、0.29%上がるのってどこでコンペントされるかというのは、A社のネットワークが入ることで、中長期的にはこのデータは恐らく大丈夫ということをお願いしてこの制度をつくったということですよ。

○八田委員長 やはり中長期的なのですね。即座にはないかもしれない。

○恒藤総務課長 そういう意味では、この制度の難しいところは、結局一般負担で回収できるので、費用対効果が長い目で見ても意味がない導管を、それ、意味ないだろうと止めることができないという欠点はございまして、そういう意味では、我々の委員会としては、こんな無駄な特定導管をつくってどうなのだというのは、中長期的には議論が必要というか、特定導管のマスタープランを国で考える制度が今のところ

ないという問題はございます。

○佐藤事務局長　これが0.29ならいいけれども、例えば7%上がるとかいったら、ふざけるなよとなるかもしれないということですね。

○八田委員長　そこなのです。だから、最終的には何かの費用弁償になるのを長期にわたってやらなければいけないということでしょうね。

○恒藤総務課長　特定負担にすると、つなぐ人が回収できるかということになるので、それはそれで、そこに歯止めがかかるという考え方もあるのですが、他方で、そうするとなかなかつながらないということもあるので、一回は一般負担にしてというのが今のフェーズかと理解しています。

○佐藤事務局長　そうすると、この概要の書き方は相当変ですね。一般負担でこれを使うと、託送料金が増加してしまうということはあるのだけれども、広域化するというのも考えてどう考えるかということを審査していただきたいと書かないと、変分改定は、変分でなかったら、こんなの超面倒くさくなり過ぎて、誰もつなぎたいと思わないからそうしているだけで、本質的なところは、恒藤君が言ったように、一般負担であって、値上げになるのだが、もうちょっと長期見れば広域化で、需要家の利益も相当プラスになると思うので、そのところを審査してくださいといったようなものを……

○恒藤総務課長　今、そのルールはつくってしまったので、今さらこのルールはおかしいとは……。本件について個別案件なので、今のルールは、申請されているのを取りあえず審査するしかなくて、今の議論は、そもそものルールがどうなのという議論かと思うので、この紙はこの紙で。

○佐藤事務局長　では、計算したら0.29%が正しいかどうかということを考えてくださいとしか言えないということですね。

○恒藤総務課長　本来はそうです。

○圓尾委員　さっき佐藤さんがおっしゃったように、本当にこれは制度がうまく機能しているかどうかという本質は、ここで議論する議題ではないのです。

○稲垣委員　要するに、制度についてはそうなのだけれども、本件はこの申請でしょう。だから、制度が抽象的でも、ひょっとすると競争が促進されるであろうという程度のものであっても、では、本件はどうなの。競争が促進されるであろうと具体的に認められるのかどうかということですね。あるいは、その結果としてなのかと。

- 恒藤総務課長　そこは審査基準に入っていないくて。
- 稲垣委員　入っていないとすると、何を審査するのか。
- 恒藤総務課長　今はもう申請された額が……
- 佐藤事務局長　だから、今は私も言い間違っている、この0.06円というのが正しいとか、0.29%というのが正しいかどうかを見てくださということだけですね。
- 圓尾委員　0.06円だから、私はこれでいいと思うのです。だから、これが金額的にもっと大きくなってきて、何でこんなエリアで、こんな導管をつなげるのというのが出てきたときには、さっきのコロナに伴う1か月延長ではないですけども、やはり意見をつけて返すということをやって、政府も配らなければいけない。
- 佐藤事務局長　これなどは、まさに東京で0.29%か、新たな参入者がいて、相当いろいろな人が受益するから、普通に考えてしようがないのではないのと思いませんかけれども、もっと地方のほうで、突然11%に上がるとかとなったら、何じゃこりゃと。それをこの11%というのは、本当にそのまま、今回はしようがないけれども、永久にこんなのが出てきても認めるのですかというときは、まさにおっしゃったような意見を書くかもしれないということですよ。
- 稲垣委員　審査基準ってどこが決めているのですか。基準の決定者は。我々ではないですね（「大臣」の声あり）。大臣？　ということは、そのときに意見を言ったのでしょうか。
- 恒藤総務課長　それは、まだ我々ができる前のような気がしますね。
- 稲垣委員　制度の問題と具体的適用の問題があって、具体的適用の問題の中で、法の目的に矛盾しないかとか、沿うのかという問題と、それから適合性の問題を審査をするってあるではないですか。適合性の問題しか審査しないのだとなると、もしルールがおかしいとかという場合でも、我々は何も言えなくなるよね。
- 佐藤事務局長　いや、だからそれは建議ですよ。
- 稲垣委員　ここでの議論のときに、0.29が正しいかどうかで基準に適合しているかどうかという問題はもちろんある。でも、それが法の目的に照らして正しいのかどうかということも、もし正しくなければ、今、局長とか圓尾さんが言った話だけでも、変な具体例になってしまっているではないですか。だったら、ルールも変えるということと言わなければいけない。だから、その両方を考えなければいけないはずですね。

○八田委員長　　その上で、今回はこれについては事務局から説明があったとおり、委員会として、今回は経済産業大臣へ意見回答をするというようにして、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、御異議がございませんので、そのようにさせていただきます。

これで予定していた議題は以上ですね。

○恒藤総務課長　　第1部は。

○八田委員長　　それでは、第1部をこれで閉会とします。どうもありがとうございました。

——了——